【平成16年11月22日 府令第91号】

（改正後）

（第二十三条の三　削除）

（改正前）

（仮目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

**第二十三条の三**　前条の規定は、法第二十七条の三十の九第二項の規定による目論見書に記載された事項の提供について準用する。

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】

（改正後）

（仮目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

**第二十三条の三**　前条の規定は、法第二十七条の三十の九第二項の規定による目論見書に記載された事項の提供について準用する。

（改正前）

（新設）